

2026 年度 利用者情報 WG ヒアリングシート（更問）

事業者名：TikTok Pte.Ltd.

ご回答にあたっての留意事項

各事業者における考え方や対応状況を比較・整理するため、回答内容の明確性及び具体性を重視しています。設問の趣旨を踏まえ、結論が分かる形で簡潔に記載いただくとともに、必要に応じてその理由や判断根拠も併せてご記載ください。

●回答方法等について

- ・回答は、MSゴシック、11 ポイントで記載してください。
- ・回答は、設問に対する結論及び概要が分かる形で記載してください。
- ・各設問への回答は、原則として A4 用紙 1 ページ以内（Word 換算）を目安として記載してください。
- ・やむを得ず 1 ページを超える場合は、冒頭に回答の概要（要点）を記載した上で、詳細を記載してください。
- ・プライバシーポリシー等の URL のみを記載する回答や、URL 先の記載内容をそのまま転載するのみの回答はお控えください。
- ・回答に当たりプライバシーポリシー等の関連箇所を示す場合は、掲載箇所の抜粋版を記載し、当該設問への回答の根拠となる部分に下線を付してください。
- ・回答に関連する参考資料がある場合は、回答欄とは別に設けた「参考 URL」欄に記載してください。

●留意事項

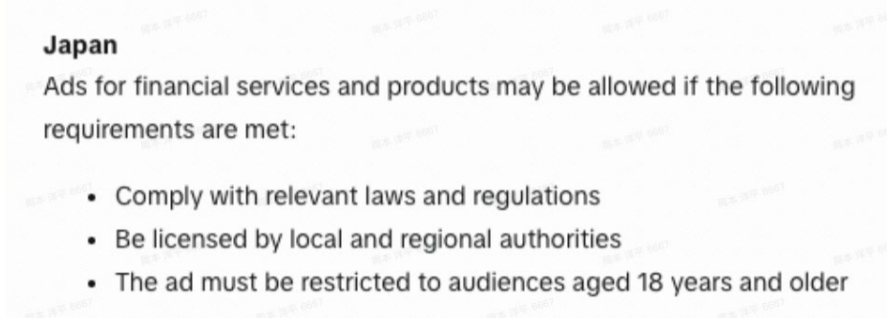
- ・回答内容は、比較及び公表を予定しているため、第三者が読んでも理解できるよう、簡潔かつ具体的に記載してください。なお、ご提出いただいた回答は総務省ホームページにおいて参考資料として公表することを予定しているため、公表に支障がある情報を含む場合には、当該箇所をマスキング等した公表用の回答（PDF）を併せてご提出ください。

設問	設問 1-1 利用者情報の取扱取得の場面、取得情報、利用目的 設問 1-2-1 取得情報の加工、分析、利用状況 設問 1-5 非ログイン時に取得した情報のアカウント情報への紐付けの有無、プライバシーポリシー等での記載状況 設問 2-1 利用者情報の取扱いに係るプライバシーポリシーでの記載箇所
更問	アカウント非保有だった利用者がアカウント登録を行った場合、当該利用者についてこれまで端末固有 ID や Cookie ID 等を通じて収集されていた情報は、アカウント登録時に紐付けされるのか。その場合、プライバシーポリシーでその旨を記載しているか。
回答	未登録のユーザーが新たにアカウントを登録した場合、デバイス固有の ID、Cookie ID、または類似の手段を通じてそれまで収集されていたデータは、当該新登録時にその新しいアカウントと紐付けられることはありません。登録ユーザーと関連付けることのできないユーザーデータは、登録ユーザーに関するデータとは別に管理されます。
参考 URL	

設問	設問 1-1 利用者情報の取扱い取得の場面、取得情報、利用目的 設問 1-2-1 取得情報の加工、分析、利用状況 設問 1-5 非ログイン時に取得した情報のアカウント情報への紐付けの有無、プライバシーポリシー等での記載状況 設問 2-1 利用者情報の取扱いに係るプライバシーポリシーでの記載箇所
更問	非ログイン時、アカウント非所有者の情報取扱いについて、プライバシーポリシー（日本語版）上のどこで、どのように記載されているのか。また、情報収集時はそれぞれどのような識別子を用いて情報収集しているのか。（趣旨確認）
回答	1. プライバシーポリシーでの記載箇所と内容 プライバシーポリシー（日本語版）の「私たちが収集する情報」内の「自動的に収集する情報」セクション（特に「お客様に関する技術情報」および「Cookie 等」）に記載しています。当該箇所において、アカウントの有無やログイン状態にかかわらず、利用者がプラットフォームを利用する際に、端末情報、IP アドレス、Cookie などの技術情報やサービスの利用状況に関する情報が自動的に収集される旨を説明しています。 2. 使用する識別子 非ログイン時およびアカウント非所有者の情報収集においては、アカウントに紐づく識別子（ユーザー ID 等）は使用しません。主に以下の識別子を用いて情報を収集しています。 ・ 端末に自動的に割り当てられる「デバイス ID」 ・ ウェブブラウザ等で利用される「Cookie ID」 ・ OS が提供する「広告目的の識別子（IDFA、AAID 等）」
参考 URL	

設問	設問 1-2-2 青少年等脆弱な個人の利用者情報の取扱いに係る配慮
更問	青少年以外の属性情報を抽出する際の難しさや課題、配慮している点等はあるか。
回答	青少年以外の属性情報を抽出するにあたり、特段の困難や課題は認識しておりません。
参考 URL	

設問	設問 1-2-2 青少年等脆弱な個人の利用者情報の取扱いに係る配慮
更問	未成年者の年齢情報を広告配信において使用することを禁止しているか。 （趣旨確認）
回答	前回までの回答でご説明したとおり、当社は規制業種またはセンシティブな業種について未成年者を配信対象から除外しています。そのため、当該フィルタリングを適切に実施し、未成年者を保護する目的で、年齢情報を利用する場合があります。
参考 URL	

設問	設問 1-2-2 青少年等脆弱な個人の利用者情報の取扱いに係る配慮
更問	回答では、「規制業種またはセンシティブな業種については 18 歳未満へのターゲティングを対象外にしている」とあるが、TikTok 広告のウェブサイト（ターゲティングに関する年齢規制）では、13～17 歳のユーザーに対する詳細ターゲティングの禁止に関して、日本は対象となっていないように見受けられる。日本国内の未成年者への広告配信ルール（ターゲティング制限の有無）について実態を確認したい。（趣旨確認）
回答	当社は、規制業種またはセンシティブな業種について年齢制限を適用しており、未成年者はターゲティングの対象となりません。例えば、金融サービス広告は 18 歳以上のオーディエンスに制限されています。 分野別の例（金融サービス広告）：https://ads.tiktok.com/help/article/tiktok-ads-policy-financial-services 該当箇所のキャプチャ  Japan Ads for financial services and products may be allowed if the following requirements are met: • Comply with relevant laws and regulations • Be licensed by local and regional authorities • The ad must be restricted to audiences aged 18 years and older
参考 URL	

設問	設問 1-3 利用者情報の第三者提供の状況
更問	個別（明示の）同意を取得する場合は無いのか、アカウント保有、ログイン有無による取扱いの差異はないのか。 （趣旨確認）
回答	第三者への情報の共有はプライバシーポリシーの範囲内で行われており、利用者がアカウント登録時にプライバシーポリシーに同意することをもって同意を取得しています。 当社は、利用者がプライバシーポリシーに同意した場合に限り、情報を第三者に共有します。アカウント非保有者から収集された情報は、第三者に共有されません。
参考 URL	

設問	設問 1-4 広告ビジネスモデルへの利用者情報の活用状況（利用する情報、利用方法）
更問	アカウント非保有者について、端末情報その他の識別子を用いて、当該利用者のデータを蓄積しているか、或いは、プロファイルしているか。その旨をプライバシーポリシー等で説明しているか。
回答	アカウント非保有者について、長期的にデータを蓄積しておりません。登録済みユーザーと紐付けられなかったユーザーデータは一定期間で削除され、当該データは登録済みユーザーのデータとは別で保管されます。 プライバシーポリシーには、「お客様の情報の保有期間」という項目があります。
参考 URL	

設問	設問 1-4 広告ビジネスモデルへの利用者情報の活用状況（利用する情報、利用方法）
更問	アカウントを持たないユーザーに対してオーディエンスデータを通じて広告表示がされる際、各社のサービスを直接的に利用していない利用者は、各社のプライバシーポリシーに触れる機会はない。アカウントを持たないユーザーがこのような仕組みを容易に知りうる手段はあるのか。何らかの措置を講じているか。
回答	配信広告の「広告」の文字をタップすると、表示された広告に関する説明が表示されます。この表示から、プライバシーポリシーを閲覧することができます。 
参考 URL	

設問	設問 1-4 広告ビジネスモデルへの利用者情報の活用状況（利用する情報、利用方法）
更問	アカウント保有、非ログイン時の広告配信についてプライバシーポリシーに記載しているか。 （未記載のため）
回答	アカウント保有者の非ログイン時の広告配信に限定した情報は、プライバシーポリシー上は明示はしていません。
参考 URL	

設問	設問 1-4 広告ビジネスモデルへの利用者情報の活用状況（利用する情報、利用方法）
更問	「一定の情報に基づく情報の照合」とは具体的にどのような場合か（端末に紐づく ID などか）。（趣旨確認） ※設問 1-4 貴社回答一部抜粋 …②・③ 非ログイン時（②アカウント保有者のログアウト時／③アカウント非保有者に共通） アカウントに紐付けた行動履歴に基づく広告配信は行われません。一方、<u>一定の情報に基づいて情報の照合や広告のパーソナライズが行われる場合があります</u>。この照合はアカウントへの紐付けを伴いません。
回答	自動的に割り当てられるデバイス ID などです。
参考 URL	

設問	設問 2-3 プライバシーポリシー等に関する利用者の理解度等の把握情報及び理解の向上に資する取組状況 設問 2-4 利用者情報の取扱いを分かりやすくするための考え方、工夫や対処
更問	プライバシーポリシーの現在の説明内容や利用者への説明手法について、ユーザーに対する効果や理解度をどのように把握し、どのように評価・判断しているのか。
回答	繰り返しとなりますが、当社は現在、利用者による当社の説明内容の理解度についての効果測定は実施しておりません。当社は、利用者に対し、プライバシーポリシーおよび関連する情報の提供をアプリ内および当社ウェブサイト上で行っています。加えて、当社は、プライバシーセンター（ https://www.tiktok.com/privacy/overview/ja ）でも情報を提供しています。プライバシーセンターでは、多数の情報およびリソースを集約しており、利用者はデータセキュリティ、プライバシーツール、オンライン上の安全性に関する情報を検索することができます。
参考 URL	

設問	設問 2-5-1 オプトアウト手段の設置状況、設問 2-5-2 オプトアウト設定に関する利用者に対する支援 設問 2-5-3 アカウント登録時のオプトアウト手段の表示、設問 2-6-1 オプトアウトした場合のサービス利用可否 設問 2-6-2 広告への利用をオプトアウトした場合の利用者情報の取扱い 設問 2-7 オプトアウトに関して利用者が認知しやすくするための工夫
更問	アカウント登録時に、登録後であっても利用者情報の収集・利用についてオプトアウト可能である旨を、プライバシーポリシーでの説明以外で分かりやすく利用者へ通知・説明しているか。
回答	公表されているプライバシーセンター（ https://www.tiktok.com/privacy/ads-and-your-data/ja ）において設定の変更方法を説明し、ユーザーによる広告に関する情報提供のオプトアウトについての理解を容易にするように工夫しています。 トップページからは、「設定及びプライバシー」「広告」の順にページを 2 回遷移することで、オプトアウト設定画面にたどり着くことが可能です。
参考 URL	

設問	設問 2-5-1 オプトアウト手段の設置状況、設問 2-5-2 オプトアウト設定に関する利用者に対する支援 設問 2-5-3 アカウント登録時のオプトアウト手段の表示、設問 2-6-1 オプトアウトした場合のサービス利用可否 設問 2-6-2 広告への利用をオプトアウトした場合の利用者情報の取扱い 設問 2-7 オプトアウトに関して利用者が認知しやすくするための工夫
更問	「利用者は常に TikTok 上の行動に基づく広告を受け取る」（問 2-5-1）とある一方で、「TikTok 外での行動に基づくパーソナライズド広告をオプトアウトした場合、広告配信に利用することを停止する」（問 2-6-2）となっているが、TikTok 上での行動に基づくターゲティング広告からのオプトアウトは出来ないということか。（趣旨確認）
回答	アプリ内の行動データをパーソナライズド広告に利用することについては以下のとおりです。 ・ TikTok プライバシーポリシーにおいて、パーソナライズド広告への利用について、ユーザーの同意が必要な行動データの二次的な利用目的として定めています。 ・ ユーザーは、当社のプライバシーリクエストポータル (https://www.tiktok.com/legal/report/privacy) を通じて、一般的なデータ保護上の権利を行使できます。 ・ ユーザーは、アプリ内設定から、アカウント管理およびコンテンツの公開範囲を制御することができます。 ・ TikTok は、広告利用目的でのデータ利用について、ユーザーに一層の透明性と選択肢を提供するため、データ管理のメカニズムを継続的に評価し、改善しています。
参考 URL	

設問	設問 2-5-1 オプトアウト手段の設置状況、設問 2-5-2 オプトアウト設定に関する利用者に対する支援 設問 2-5-3 アカウント登録時のオプトアウト手段の表示、設問 2-6-1 オプトアウトした場合のサービス利用可否 設問 2-6-2 広告への利用をオプトアウトした場合の利用者情報の取扱い 設問 2-7 オプトアウトに関して利用者が認知しやすくするための工夫
更問	アカウント登録時にオプトアウト可能な情報は具体的には何か。（趣旨確認）
回答	アカウント登録時にオプトアウト可能とする機能は提供していませんが、ユーザーは、アカウント登録後、これまでのご回答でご説明した手段を通じて、TikTok による広告利用目的でのデータ利用の方法を管理及び制御することができます。
参考 URL	

設問	設問 2-8-1 データポータビリティに関する取組（方法、対象範囲） 設問 2-8-2 利用者から収集した情報をもとに行うプロファイリング等により生成したデータのポータビリティに関する取組
更問	収集情報からの生成情報を持ち出し可能としていないのは何故か。（趣旨確認）
回答	TikTok におけるデータのダウンロード（データポータビリティ）の対応は、各国の適用される法令に基づき、グローバルで一貫した枠組みのもと行っております。
参考 URL	

設問	設問 2-8-1 データポータビリティに関する取組（方法、対象範囲） 設問 2-8-2 利用者から収集した情報をもとに行うプロファイリング等により生成したデータのポータビリティに関する取組
更問	具体的にどのようなデータがエクスポート可能なのか。（趣旨確認）
回答	TikTok のデータ（ユーザー名、動画視聴履歴、コメント履歴、プライバシー設定などを含むが、これらに限定されない）のコピーをリクエストできます。
参考 URL	

設問	設問 3-1 第三者のウェブサイト等による利用者への同意取得や通知、説明等について、第三者等に対する実施状況の確認や改善指導、対応を行っているか 設問 3-2 第三者のウェブサイト等を経由した情報収集を行っている旨、自社のプライバシーポリシー等で説明しているか。（TikTok 社のみ）
更問	同意取得や通知を行っていない場合、是正措置を要求したケースとして具体的にどのような場合があるか。（趣旨確認） また、是正頻度はどの程度か。
回答	この点に関して、現時点で具体的な事例は発生しておらず、ユーザーからのフィードバックも受けておりません。
参考 URL	

設問	設問 4-1 自社サービスにおける外部送信規律への対応状況 設問 5-3 第三者へ提供しているタグ、情報収集モジュールに関する情報の提供状況（仕様、第三者向けの外部送信規律への対応方法の通知・公表等）
更問	ツール使用者が外部送信規律に容易に対応出来るような情報提供を行っているか（例：Google）。
回答	繰り返しになりますが、5-3 で回答したとおり、以下の情報提供を行なっています。 ア) TikTok Pixel 参照資料：「TikTok Pixel について」（TikTok 広告マネージャー ビジネスヘルプセンター、最終更新：2026 年 6 月） https://ads.tiktok.com/help/article/tiktok-pixel?lang=ja 当該資料からの引用： TikTok Pixel とは、ウェブサイトに配置できるコードで、ウェブサイトのイベントを TikTok と共有できるようにします。TikTok for Business のいずれかのツールと TikTok Pixel を一緒に使用して、次のことを行えます。ウェブサイトでトラフィックを計測する／キャンペーンパフォーマンスを計測する／キャンペーンを最適化し、新規顧客を発見する 送信する情報の内容については、同資料の「よく使う用語」において以下のとおり記載されています。 このピクセルは、Chrome などの標準的なウェブブラウザで利用可能な情報を収集します。これには、以下が含まれます： ● 広告 / イベント情報：TikTok ユーザーがクリックした広告や、開始したイベントに関する情報です。 ● タイムスタンプ：ページが閲覧されたとき、商品が購入されたときなど、ウェブサイトのアクションがいつ行われたかを判断するために使用されます。 ● IP アドレス：イベントが発生した地理的な場所を特定するために使用されます。 ● ユーザーエージェント：デバイスのメーカー、モデル、オペレーティングシステム、ブラウザの情報を特定するために使用されます。 ● Cookie：キャンペーンの測定・最適化・ターゲティングに役立ちます。ファーストパーティの Cookie の使用は任意ですが、サードパーティの Cookie は TikTok Pixel を使用する際にデフォルトで有効化されています。

	● メタデータ&ボタンクリック: 商品詳細ページのメタデータ・構造化マイクロデータ・ページパフォーマンスデータ・ボタンクリックが含まれます。(中略)この情報は、TikTok ユーザーを対象とした広告キャンペーンのパーソナライズおよび、TikTok の広告配信システムの改善にも使用される場合があります。 ● 送信先: TikTok (TikTok for Business) ● 利用目的: 上記引用のとおり、トラフィックの計測、キャンペーンパフォーマンスの計測、キャンペーンの最適化・新規顧客の発見、広告キャンペーンのパーソナライズ、TikTok の広告配信システムの改善 (イ)Events API 参照資料:「イベント API について」(TikTok 広告マネージャー ビジネスヘルプセンター、最終更新:2025 年 4 月) https://ads.tiktok.com/help/article/events-api?lang=ja 当該資料からの引用: TikTok for Business では、企業がマーケティングデータを TikTok と共有できるツールを提供しています。TikTok イベント API の活用により、ウェブ・アプリ・オフライン(例:ストア・CRM など)にわたるマーケティングデータを確実かつ安全に TikTok と連携できます。また、TikTok に共有する情報をカスタマイズすることも可能です。 送信する情報の内容および設定方法については、「イベント API の利用方法」(同ヘルプセンター)において、広告主が社内のマーケティング・法務・技術チームと協力して共有するデータの範囲を決定すること、マッチキー(マッチ率を高めるためにパスバックされる情報)を含むイベント・パラメータを設定することが記載されています(https://ads.tiktok.com/help/article/getting-started-events-api?lang=ja)。 ● 送信先: TikTok (TikTok for Business) ● 利用目的:コンバージョントラッキングの精度向上による広告配信とターゲティングの改善、計測・最適化、オーディエンス構築 (ウ)データ取扱いに関する規約
--	---

	上記(ア)(イ)のツールを利用する広告主は、「TikTok ビジネス製品(データ)規約」(Business Products Data Terms)および「プライバシーポリシー」に同意する必要があります。「TikTok Pixel について」においても、以下のとおり記載されています。 データ収集ポリシーの詳細については、「TikTok ビジネス製品(データ)規約」および「プライバシーポリシー」をご確認ください。 【補足】プライバシーポリシー補足条項との関係 なお、当社自身が本プラットフォーム上で利用するファーストパーティおよびサードパーティのトラッキング技術（pixel を含む）に関する外部送信先・送信する情報の種類・利用目的については、「プライバシーポリシー補足条項（日本）」（最終更新日：2024 年 9 月 30 日）の「2. 電気通信事業法に基づく情報開示」において開示しています（https://www.tiktok.com/legal/page/global/privacy-policy-addendum-jp/ja）。
参考 URL	

設問	設問 5-1 第三者や第三者のウェブサイト等を経由した情報収集・活用の状況（収集する情報、利用目的、収集場面） ①第三者から収集する情報の内容、利用目的、収集場面
更問	メールアドレス、電話番号という個人由来の情報と、クッキーやデバイス ID といったサービスや端末由来の情報の使用方法について、取扱いに違いはあるか。例えば、メールアドレス、電話番号は、提携するパートナー個社との間でのみマッチングさせているが、タグから収集した情報はパートナー企業横断的に使用している、など。
回答	永続的識別子（メールアドレスや電話番号など）及び端末又はサービスから取得される情報の取扱方針： ・ 永続的識別子は、ユーザーの紐付け及び本人識別を行うための主要な手段として使用されます。 ・ 当社は、同一のメールアドレス又は電話番号に関連付けられたその他の情報（端末又はサービスから取得される情報を含む）を統合し、相互に関連付けることがあります。 ・ このように統合された情報は、モデルの最適化その他の目的のために使用されます。これらの利用目的については、当社のプライバシーポリシーにおいて開示しています。 ・ これらのデータ及び情報は、すべて、当社のプライバシーに関する方針及び適用されるデータ保護法令に従って取り扱われます。
参考 URL	

設問	設問 6-1 AI 技術を活用した利用者のプロファイリング、セグメント化状況 設問 6-2 AI 技術を活用したプロファイリングの利用に関してプライバシー保護その他利用者利益の保護の観点から留意している事項
更問	AI 活用により非センシティブ情報からセンシティブ情報が生成されていることはないか。そのような場合が生じた際に利用者情報への保護措置を講じているか。 （趣旨確認）
回答	当社は、プロファイリングに AI 機能を使用していないため、本質問は TikTok には該当いたしません。
参考 URL	

設問	設問 6-1 AI 技術を活用した利用者のプロファイリング、セグメント化状況 設問 6-2 AI 技術を活用したプロファイリングの利用に関してプライバシー保護その他利用者利益の保護の観点から留意している事項
更問	AI で自動検知しているセンシティブ情報は具体的にどのようなものがあるか。政治的傾向は含まれているか。（趣旨確認）
回答	当社は、プロファイリングに AI 機能を使用していないため、本質問は TikTok には該当いたしません。
参考 URL	

設問	設問 6-1 AI 技術を活用した利用者のプロファイリング、セグメント化状況 設問 6-2 AI 技術を活用したプロファイリングの利用に関してプライバシー保護その他利用者利益の保護の観点から留意している事項
更問	広告の最適化のために何らかの AI システムは導入されているか。（趣旨確認）
回答	広告の最適化のために、機械学習モデルなどの AI システムを導入しています。 Smart+キャンペーン (https://ads.tiktok.com/resources/help/article/about-smart-plus-campaign?) は、TikTok が AI 技術を活用し、広告主の広告運用の最適化を支援する取り組みの一例です。
参考 URL	

設問	設問 6-3 AI 技術による不適切なターゲティング広告の排除の状況・実績
更問	詐欺広告以外の排除例にはどのようなものがあるか。 （趣旨確認）
回答	詐欺広告以外にも、当社の広告ポリシー（ https://ads.tiktok.com/resources/help/article/tiktok-advertising-policies?lang=ja&open_in_browser=true&redirected=2 ）に違反する広告を検出し、排除しています。
参考 URL	

設問	設問 6-4 AI 関連システム及び対話型 AI サービスにおける利用者情報の利活用状況（AI システムで学習データとしての活用、対話型 AI サービスでのターゲティング広告の実施状況、利用する情報、利用者の説明方法・オプトアウト、今後の広告展開）
更問	自社が提供する AI システムのトレーニングデータとして、AI サービス以外で収集されている利用者データ（第三者から提供されたものも含む）は活用しているか。活用している場合は、プライバシーポリシー等で説明しているか。 （趣旨確認）
回答	当社は、ユーザー体験および顧客満足度の向上のため、特定の機能において、ユーザー生成コンテンツをモデルのトレーニングに利用することがあります。例えば、コンテンツモデレーション機能がこれに該当します。 当社は、データの匿名化、データ最小化および仮名化を含むがこれらに限られない措置を講じることにより、ユーザー情報の保護に最大限努めています。また、当社は、適切なユーザー通知を行うとともに、ユーザーが当該処理活動をオプトアウトできるよう、必要なコントロールを提供しています。 当社は、いかなる対話型 AI サービスにおいても広告を配信しておりません。
参考 URL	

設問	設問 6-4 AI 関連システム及び対話型 AI サービスにおける利用者情報の利活用状況（AI システムで学習データとしての活用、対話型 AI サービスでのターゲティング広告の実施状況、利用する情報、利用者の説明方法・オプトアウト、今後の広告展開）
更問	「特定の機能」とは具体的にはどの機能か。またどのような情報を利用しているのか。（趣旨確認） ※設問 6-4 貴社回答一部抜粋 当社は、ユーザー体験および顧客満足度の向上のため、 <u>特定の機能において</u> 、ユーザー生成コンテンツをモデルのトレーニングに利用することがあります。例えば、コンテンツモデレーション機能がこれに該当します。…
回答	先の 6-4 の回答でご説明したとおり、当社は、コンテンツモデレーションを目的として UGC を利用する場合があります。UGC は、当社のポリシーに準拠するコンテンツと準拠しないコンテンツをモデルが識別できるよう学習・改善するための、主要な学習データとして使用されます。
参考 URL	

設問	設問 6-4 AI 関連システム及び対話型 AI サービスにおける利用者情報の利活用状況（AI システムで学習データとしての活用、対話型 AI サービスでのターゲティング広告の実施状況、利用する情報、利用者の説明方法・オプトアウト、今後の広告展開）
更問	TikTok アプリ内で提供している AI ツール（AI エフェクト、AI ボイスなど）を使用してアップロードされたコンテンツから得られた情報を広告のパーソナライズに活用していないのか。（趣旨確認）
回答	当社は、当該コンテンツ自体を広告のパーソナライズのために利用しておりません。もっとも、当社のプライバシーポリシーに基づき、ユーザーによる当該コンテンツとのインタラクション（閲覧、いいね、共有等）については、広告のパーソナライズに利用する場合があります。
参考 URL	

設問	設問 6-5 サードパーティクッキーの代替技術に関する取組、利用者への説明の状況
更問	利用者側による対策（オプトアウトツール、デバイス・ブラウザ設定など）が出来ないトラッキング技術としてどのようなツールを使用しているか。 （事務局補足） アドバンスドマッチングやメールアドレスによるマッチング、フィンガープリンティングなどによる利用者プロファイリングは、現時点では利用者側で情報遮断やオプトアウトの対策が取れないが、このような技術（例示した以外の技術を含む）を活用して利用者情報を収集しているか。使用している具体的な手法、技術をご提示いただきたい。
回答	ユーザーは、自身のアカウントとデータとの関連付け自体についてオプトアウトすることはできませんが、当該データの利用については、一定の利用目的についてオプトアウトすることができます。 具体的には、当社の広告技術ツールを通じて TikTok に送信されたデータ（例：TikTok Pixel によって送信されるイベントデータ（Advanced Matching を通じて取得されたデータを含む））であって、ユーザーと照合されたデータについて、ユーザーは、設定画面を通じて、当該データがターゲティング広告に利用されることを制御することができます。 詳細については、以下をご参照いただけますと幸いです。 https://www.tiktok.com/support/faq_detail?id=7543604358416701957&category=web_account
参考 URL	

設問	設問 6-5 サードパーティクッキーの代替技術に関する取組、利用者への説明の状況
更問	クッキーの代替技術を使用する際に、利用者情報の不適切な取扱いに繋がらないよう留意している点は何か。
回答	Cookie の代替技術として主に利用されているものはTikTok Pixel です。ユーザー情報の不適切な取扱いを防止するため、TikTok は、個人データを送信する前にハッシュ化することを求めています。そのため、広告主が Advanced Matching を有効にしている場合には、SHA-256 でハッシュ化されたメールアドレスを TikTok に送信することになります。 広告主は、自らの実装内容を設定し、TikTok に送信するデータ項目を選択します。また、広告主は、TikTok の利用規約上、送信するデータについて適切な法的根拠を有していることを確保する責任を負います。 これらの技術を通じて収集されたデータについても、前述のユーザー向けの管理機能の対象となります。具体的には、ユーザーは設定画面を通じて、自身に紐付けられたデータがターゲティング広告に利用されることを制御することができます。詳細については、以下をご参照いただけますと幸いです。 https://www.tiktok.com/support/faq_detail?id=7543604358416701957&category=web_account
参考 URL	

設問	設問 6-5 サードパーティクッキーの代替技術に関する取組、利用者への説明の状況
更問	サードパーティ Cookie の代替技術、代替機能として、ターゲティング広告に活用される具体的サービスは何か。 （趣旨確認）
回答	前回回答したとおり、TikTok は、TikTok Pixel（ウェブビーコン）をはじめとする広告・測定ツールとの関連で、サードパーティ Cookie とは別の技術的手法やその他の識別子を使用する場合があります。これらの使用の有無は、対象となるプロダクト、技術環境、および適用法令に応じて異なります。 したがって、TikTok はターゲティング広告および関連する測定においてサードパーティ Cookie のみに依存しているわけではなく、使用される技術はサービス、デバイス／ブラウザの状況、ユーザー設定、および市場によって異なる場合があります。TikTok のプライバシーポリシーには、Cookie の使用について記載しています： https://www.tiktok.com/legal/page/row/privacy-policy/ja
参考 URL	

設問	設問 7-1 日本におけるプライバシー保護・法令遵守を確保するための体制整備、人材育成の状況
更問	日本国内のプライバシー関連の方策実施に当たって日本国内の専門家の判断が尊重されるのか。 (趣旨確認)
回答	日本法に基づいて判断しているため、社内外の国内の専門家の判断を尊重しています。
参考 URL	